

税理士懲戒処分のお知らせ

左記の会員4名は税理士法（以下「法」という。）の規定に基づき、財務大臣より懲戒処分を受けたので、公示する。

記

1、氏名

加藤 和昭（カトウ カズアキ）

四谷支部 登録番号 第44568号

2、処分内容

税理士業務の禁止

3、処分年月日（処分の効力発生日）

平成17年12月7日（同年12月9日）

4、処分理由

関与先法人数社の法人税の確定申告に当たって、当該関与先法人の代表者等からの相談に応じ、所得金額を不正に圧縮した法人税確定申告書を作成したことは、脱税相談等に応じ、故意に真正の事実を反して税務書類の作成をしたものである（法第36条違反、同第45条第1項該当）。

5、違反・該当条項

法第36条（脱税相談等の禁止）、同第45条第1項（脱税相談等をした場合の懲戒）

※ 同人は法第4条第7号の欠格条項に該当したので、日本税理士会連合会は税理士登録をまつ消した。

1、氏名

高橋 幸雅（タカハシ ユキマサ）

世田谷支部 登録番号 第61308号

2、処分内容

税理士業務の禁止

3、処分年月日（処分の効力発生日）

平成17年12月7日（同年12月9日）

4、処分理由

関与先法人の法人税の確定申告に当たって、返品額の二重計上により所得金額を不正に圧縮した法人税確定申告書を作成したことは、故意に真正の事実を反して税務書類の作成をしたものである（法第45条第1項該当）。

5、違反・該当条項

法第45条第1項（脱税相談等をした場合の懲戒）

※ 同人は法第4条第7号の欠格条項に該当したので、日本税理士会連合会は税理士登録をまつ消した。

1、氏名

戸田 裕陽（トダ ヤスハル）

渋谷支部 登録番号 第26469号

2、処分内容

税理士業務の禁止

3、処分年月日（処分の効力発生日）

平成17年12月7日（同年12月12日）

4、処分理由

関与先法人の法人税の確定申告に当たって、架空仕入の計上により所得金額を不正に圧縮した法人税確定申告書を作成したことは、故意に真正の事実を反して税務書類の作成をしたものである（法第45条第1項該当）。

5、違反・該当条項

法第45条第1項（脱税相談等をした場合の懲戒）

※ 同人は法第4条第7号の欠格条項に該当したので、日本税理士会連合会は税理士登録をまつ消した。

1、氏名

伊東 崇（イトウ タカシ）

板橋支部 登録番号 第89883号

2、処分内容

税理士業務の禁止

3、処分年月日（処分の効力発生日）

平成17年12月7日（同年12月13日）

4、処分理由

関与先法人の消費税及び地方消費税の確定申告に当たって、課税仕入の対象とならない手当の一部の課税仕入加算により税額を不正に圧縮した消費税及び地方消費税の確定申告書を作成したことは、故意に真正の事実を反して税務書類の作成をしたものである（法第45条第1項該当）。

5、違反・該当条項

法第45条第1項（脱税相談等をした場合の懲戒）

※ 同人は法第4条第7号の欠格条項に該当したので、日本税理士会連合会は税理士登録をまつ消した。

平成18年2月1日 東京税理士会